

◎開令和 8 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 6 号

令和 8 年 3 月 2 3 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 3 8 （議員提出議案第 8 号）上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 （意見書第 1 5 号）美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第 3 区から北第 2 区に戻すことに関する意見書（案）について
- 日程第 4 0 （意見書第 1 6 号）アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）について
- 日程第 4 1 （意見書第 1 7 号）インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）について
- 日程第 4 2 （意見書第 1 8 号）非核三原則の堅持を求める意見書（案）について

出席議員（13人）

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
6 番	飯 塚 賢 治 君	7 番	猪 岡 壽 君
8 番	齊 藤 崇 君	9 番	植 原 育 雄 君
10 番	高 橋 正 行 君	11 番	新 井 實 君
12 番	沓 澤 幸 子 君	13 番	高 橋 仁 君
14 番	黛 浩 之 君		

欠席議員（1人）

5 番 高 橋 勝 利 君

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長	望 月 誠 君
総合政策課長	吉 村 貴 文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸 矢 信 男 君
税 務 課 長	間々田 由 美 君	くらし安全 課 長	関 口 博 之 君
町民福祉課長	井 出 康 之 君	子 育 て 共 生 課 長	阿佐美 由 紀 君
健康保険課長	亀 田 真 司 君	高 齢 者 いきいき課長	山 田 隆 君
道路整備課長	根 岸 利 夫 君	まちづくり 推 進 課 長	山 中 一 朗 君
地域活力創造 課 長	岩 崎 賢 二 君	農業振興課長	間々田 亮 君
会 計 課 長	金 井 憲 寿 君	教育総務課長	及 川 慶 一 君
教育指導課長	櫻 井 達 夫 君	生涯学習課長	須 藤 秀 君
上下水道課長	飯 島 博 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	神 村 輝 行	係 長	長谷川 紀 江
主 任	岡 利 憲		

◎開 議

午前 10 時 5 分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま猪岡壽議員ほか4名から、議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第38 議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第38、議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 議会運営委員長の猪岡壽でございます。

御提案申し上げました議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

上里町議会議員の政治倫理基準を規定している上里町議会議員政治倫理条例第4条第5項において、「議員は、法令で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員に就任してはならない」と規定しているところです。

しかし、「団体等の役員」については、役員の解釈が不明瞭であることから、「団体等の代表」と限定し改正するものです。

また、当該団体については、「議会であらかじめ定める場合を除く」としているところであ

りますが、議会においてはあらかじめ定めていたものがないため、「あらかじめ」を削除するものであります。

政治倫理基準の在り方については、議会運営委員会はもとより、全員協議会や上里町議会基本条例の勉強会において何度も協議を重ねてきたところであります。

議員は、町民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限または地位による影響力を行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう、今後においても公正で民主的な町政の発展に寄与していきたいと考えております。

次に、改正内容については、第4条第5項の「議員は、法令で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き」の「あらかじめ」を削り、「議会は、法令で定める場合及び議会で定める場合を除き」とし、「町から活動又は運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員」を「町から活動又は運営に対する補助や助成を受けている団体等の代表」とし、また同項に後段として、新たに議員に就任した者について1年の猶予期間を規定する、「この場合において新たに議員に就任した者で、当該団体等の代表であるものは、就任の日から1年以内にその職を辞するものとする。」を加えるものです。

以上で、上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第8号 上里町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま猪岡壽議員ほか11名から、意見書第15号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか5名から、意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか5名から、意見書第18号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）についての件、以上4件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第15号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）についての件、意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）についての件、意見書第18号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）についての件、以上4件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第39 意見書第15号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第39、意見書第15号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 議会運営委員会委員長の猪岡壽でございます。

御提案申し上げました美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）について、提案説明を申し上げます。

埼玉県議会の平成26年9月定例会において、埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の改正が行われました。このことは、児玉郡市の

一体性やこれまでの経緯等から、児玉郡の町民及び本庄市民から到底理解が得られることではありません。

児玉都市広域市町村圏組合は、日常社会生活圏の一体的な整備推進をする目的で、本庄市、美里町、上里町、神川町の1市3町で構成されており、消防及び救急並びに清掃や斎場等の広域行政を共同で実施しているほか、本庄地方拠点都市、定住自立圏及び教育行政等も同じ構成で事業を行っております。

さらに、保健所、県土整備事務所をはじめとする県の出先機関や医師会、埼玉ひびきの農業協同組合等の民間団体の構成も同様であります。

以上のことから、埼玉県知事に対し、埼玉県議会議員の選挙区を見直し、児玉郡及び本庄市が一つの選挙区となるよう強く求めるため、意見書を提出するものです。

なお、令和7年12月定例会で同様の意見書を提出したところですが、再度提出するものであります。

議員各位には、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第15号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第40 意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第40、意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）について、意見書（案）を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

アメリカ合衆国とイスラエル国は2月28日、イラン・イスラム共和国に対し大規模な先制軍事攻撃を開始した。報道などによると、この攻撃によってイランの最高指導者セイエド・アリー・ハメネイ師が殺害され、イラン全土で200人を超える死者が発生している。攻撃を受けたイランは報復攻撃を行い、イスラエルで死者が出たほか、アラブ首長国連合ではイランからのミサイル攻撃を迎撃した際に発生した破片により死者が発生している。軍事攻撃と報復攻撃が続けば、被害者がさらに増えるとともに、地域の不安定化を招き、大規模な戦争につながる危険がある。

アメリカとイスラエルの行為は国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な行為であり、到底許されるものではない。国際機関や多くの国々から、すべての軍事攻撃の中止と国際法順守を求める声が上がっている。両国のイラン攻撃を受けて開催された国連安全保障理事会の緊急会合で、アントニオ・グテレス国連事務総長はアメリカ・イスラエルによる攻撃とイランによる攻撃の両方を批判し、すべての加盟国に対し国連憲章を含む国際法に基づく義務を厳格に遵守するよう求めた。パキスタン代表は「すべての側がこれ以上の攻撃を控えること」を呼びかけ、コロンビア代表は「どこからであれ国連憲章に反するいかなる軍事行動も非難する」と表明した。

日本政府は日頃より「法の支配」を重視するという態度を表明している。よって、政府においては、明確な国連憲章と国際法違反であるアメリカ・イスラエルの行為を厳しく非難するとともに、両国の軍事攻撃もイランの報復攻撃も即時中止し、外交努力により解決するよう双方に要請することを強く求める。

以上であります。是非採択いただきますようお願いして、説明とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第16号 アメリカ合衆国とイスラエルによるイラン攻撃を非難し、軍事攻撃も報復攻撃も即時中止を要請するよう国に求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第41 意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第41、意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）、意見書（案）を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

2023年（令和5年）10月、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。この制度においては、適格請求書（インボイス）の発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイスを求められても発行することができず、不当な値下げや取引の打ち切りを求められるおそれがある。また、インボイスの発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合は、令和5年10月1日から3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署における相談体制の構築などの事業者支

援措置が講じられてきた。制度開始から２年以上が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担増によって経営状況が悪化したなどの他に、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が上がっている。原材料費等の物価高騰も長期化し、人材不足が深刻化する中で経営環境は一層の厳しさを増している。インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税義務が免除される課税売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが納税義務を負わされ苦しめられている。インボイス発行に伴う実務上の影響だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など、不公正な事案も後を絶たない。「2025年 1万人のインボイス実態調査」によると、消費税分等を「価格転嫁できていない」と回答した事業者が77.0%で、26.1%の事業者が今後の免税事業者との取引について「経過措置等の引き下げ段階で見直し、または取引しない」と回答している。長引く物価高の中で賃上げ圧力や人手不足の広がりなど、小規模事業者の倒産が増加している。この間、経過措置の延長見直しが行われているが、小規模事業者やフリーランスは、倒産や廃業の危機に追い込まれている。

よって、国に対し、事業者に過度な負担を与えるインボイス制度及び電子帳簿等保存制度を速やかに廃止するよう強く要請する。

以上であります。慎重審議の上、採択いただきますようお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

８番齊藤崇議員。

〔８番 齊藤 崇君発言〕

○８番（齊藤 崇君） 今の意見書の下から４行目、「この間、経過措置の延長見直しが行われているが」というところなんですけれども、経過措置、負担軽減措置だと思うんですけれども、これはいろんなものから見ると、今年の３月16日現在でこれは延長されているということなんですよね。負担軽減措置が２割特例とかなんとかあるんですけれども、これはさらに延長されるということで国のほうは言っているようなんですけれども、具体的に何年間ぐらいこれ延長されるのかお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

○12番（沓澤幸子君） もともと急激な負担では持ちこたえられないということで、インボイス制度が導入されたときに、まずは３年間は２割負担、その後３年を経過したら５割負担で３年間ということで、６年間の経過措置が設けられていましたけれども、この12月の閣議決定で変更、見直しが行われた内容としますと、２年経過しましたので今度の10月で、ちょうど10

月、10月で切り替わっていきますので、2年間は7割、その後の2年間は5割、その後の2年間は2割という形で6年で終わるところが8年に延びました。そういう変更の内容であります。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議席番号8番の齊藤崇です。

意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）について、反対の討論をいたします。

まず、多くの事業者から廃止を求められているというのは確かにあります。しかし、このインボイス制度というのは、目的としては正確な消費税の計算、それから不正や間違いを削減するといった狙いがあるわけです。

そういうことから、国は一気にこれを推し進めるというか、2023年10月から、1日から開始したわけですが、一気に推し進めるということになると問題が生じるということで、先ほどちょっと述べましたが、負担軽減措置ということを設けたわけです。それが2割特例とか、それから少額特例、それから補助金の上乗せといった措置を取っているわけです。

ですから、一番の先ほど言ったような目的が、正確な消費税の計算をして不正や間違いを削減するという狙いがあるので、これはほかの国でも、タイトルは違うかもしれませんが、同じような内容の制度を取り入れている国もあります。

よって、私はこの意見書第17号に対する反対の討論とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第17号 インボイス制度等の速やかな廃止に関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

しっかりちょっと立っていただけますか。もう一度、すみません。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 少々お待ちください。

起立者6名であります。ただいまの採決は可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

議長は否決でございます。

よって、本案については否決されました。



◎日程第42 意見書第18号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第42、意見書第18号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議員番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

意見書第18号 非核三原則の堅持を求める（案）について説明をさせていただきます。

核兵器を「持たず」「作らず」「持ち込ませず」という非核三原則は1967年12月衆議院本会議で採択された。その後、国会では「非核三原則を国是として堅持する」決議が5回にわたり採択されてきた。政府は、現段階では非核三原則を政策上の方針として堅持しているとしているが、今後の国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画など「安保三文書」の見直し作業の開始の中で、これまでの国会決議に逆行するような方針転換が懸念されている。世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の全面禁止を求めるイニシアチブを取るべき日本政府が、国是である非核三原則を変更するようなことになれば、世界及び国民への重大な背信行為と言わざるを得ない。ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、これまでの政府見解を覆して議論を開始することについて、非核三原則の堅持、法制化を強く求める抗議声明を内閣府に送付している。被爆地である広島・長崎両知事、及び広島・長崎両市長も強い批判と抗議の声を上げている。上里町は、「私達の後に続くすべての世代に残せる遺産として核戦争の脅威のない世界程大きな遺産はない。そこで上里町は世界の人々と国境を越えた相互理解の基盤を築き我が国の非核三原則が厳守されることを願い、ここに核兵器のない平和で健康な都市づくりを宣言する」という「核兵器のない平和で健康な都市づくり宣言」を行っている。この宣言をもつ議会として、非核三原則の見直しを許すことはできない。よって政府は、国是として非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現のため先頭に立ってたゆまぬ努力を重ねることを強く要望する。

以上であります。是非採択いただきますようお願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第18号 非核三原則の堅持を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より会議規則第73条第1項の規定により閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。委員長の通知のとおり閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より会議規則第73条第2項の規定により閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。委員長の通知のとおり閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。



◎閉 会

○議長（飯塚賢治君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和8年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時45分閉会